二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正関係

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の規定により政令で定めることとされている幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積の特例を講ずる期限を、令和一一年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第九七号）（文部科学省）

一　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正関係

教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度額の算定の対象から特定任期付職員業績手当を削除することとした。（第二条第一項関係）

二　地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正関係

所要の規定の整理を行うこととした。（第八条第一項関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第九八号）（文部科学省）

1　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額の扶養親族に係る加算額の改定等を行うこととした。（第一条第三項関係）

2　介護補償の額を引き上げることとした。（第六条の二第二項関係）

3　休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げることとした。（別表関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第九九号）（公正取引委員会）

1　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第七五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とし、これらの内容及び計算方法を定めることとした。（第一条第一項及び第三項並びに第二条関係）

2　法第七五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の額は、旅行（出頭又は鑑定及びこれらのための移動をいう。以下同じ。）のため私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令第一条第一項に規定する旅費の各種目について現に支払った額の合計額を上限とすることとした。（第一条第二項関係）

3　法第七五条の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる手当を日当及び特別手当に改めることとした。（第三条第一項関係）

4　参考人又は鑑定人に旅行に必要な日数に応じて支給する日当の一日当たりの額の上限を引き上げることとした。（第三条第二項関係）

5　参考人又は鑑定人が、やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合に、各種目ごとに、旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額について請求することができることとした。（第四条第二項関係）

6　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

7　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一〇〇号）（金融庁）

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第三二号）の施行期日は、令和七年五月一日とすることとした。

◇金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一〇一号）（金融庁）

一　金融商品取引法施行令の一部改正関係

1　投資運用業に関する規定の整備

㈠　登録申請者と密接な関係を有する者として、金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）、銀行等以外の者であって、当該登録申請者の役員若しくは使用人、親法人等若しくは子法人等、特定個人株主又はこれらに準ずる者として内閣府令で定める者を規定することとした。（金融商品取引法施行令第一五条の四の二関係）

㈡　投資運用業を行おうとする場合において、その行おうとする投資運用業に関して顧客から金銭等の預託を受けない等の場合には、最低資本金の額等を一、〇〇〇万円とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の七関係）

2　非上場有価証券特例仲介等業務に係る規定の整備

㈠　金融商品取引業者が非上場有価証券特例仲介等業務を行おうとする場合の最低資本金の額等を一、〇〇〇万円とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の七関係）

㈡　非上場有価証券特例仲介等業務の対象から除かれる有価証券として店頭売買有価証券を規定することとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の四関係）

㈢　非上場有価証券特例仲介等業務における預託の期間を顧客から金銭の預託を受けた日の翌日から一週間とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の五関係）

㈣　投資者保護基金の加入義務を負わない金融商品取引業者として非上場有価証券特例仲介等業者を規定することとした。（金融商品取引法施行令第一八条の七の二関係）

3　投資運用関係業務受託業者に係る規定の整備

㈠　外国法人等である投資運用関係業務受託業者の事業報告書の提出期間について、毎事業年度経過後三月以内とするとともに、その本国の法令又は慣行により事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とすることとした。（金融商品取引法施行令第一八条の四の一四関係）

㈡　外国法人等である投資運用関係業務受託業者に対する法の適用に当たっての技術的読替えを規定することとした。（金融商品取引法施行令第一八条の四の一五関係）

㈢　投資運用関係業務受託業者等に対する報告の徴取及び検査の権限を証券取引等監視委員会に委任することとした。（金融商品取引法施行令第三八条の二関係）

㈣　投資運用関係業務受託業者の登録等に関する権限を内閣府令で定める財務局長又は財務支局長に委任することとした。（金融商品取引法施行令第四三条の二の四関係）

4　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。